

仙台市敬老乗車証制度の見直し「素案」に関するパブリックコメント

「主な市民意見」と「意見に対する本市の考え方」

◆ パブリックコメント実施

期間：平成22年6月11日（金）から7月2日（金）（22日間）

件数：609件

番号	主な意見	本市の考え方
1	<p>「見直しの必要性」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行制度を維持すべき ○ 見直しはやむを得ない など 	<p>高齢化が進む中であって、敬老乗車証にかかる事業費が、今後、毎年平均で約8千万円ずつ増えていくことが見込まれ、本市の厳しい財政事情の下では、現行制度の維持が、非常に困難な状況にあります。</p> <p>この制度は、高齢者の社会参加を支援し、介護予防の効果も期待されるものであり、本市の重要な高齢者福祉施策であり、これを将来にわたって、安定的に運営していくために、今回、見直しを行う必要があると判断しました。</p>
2	<p>「負担のあり方」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定額負担を望む ○ 応益負担は反対 ○ 負担金額を上げてもいいが、その他は現行どおり ○ 受益者負担も仕方ない ○ 応益負担は平等で、導入賛成 など 	<p>現行の制度では、定額5千円で、年間10万円利用する方は、5%の負担ですが、一方1万円しか利用しない方は、50%の負担です。このように、利用者負担の割合に大きな差があります。</p> <p>そこで、今回の見直しでは、利用金額に応じて、一定割合の負担をいただくこととしました。</p>

3	<p>「負担の水準」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 極端な負担の増加はよくない ○ 1割負担は厳しい ○ 年間 8,000 円程度がよい ○ 利用者負担 1割は妥当 ○ 2～3割負担でよい ○ 半額負担でよい ○ 1万円より多くてよい ○ 1乗車の都度 100 円負担とすればよい <p style="text-align: right;">など</p>	<p>現在、利用金額の大半を占めている、第1種乗車証の利用者負担割合は、平均で運賃総額の7%であり、受益と負担の均衡を図るという考えのもと、利用者の負担割合を大きく増やすことなく、制度を継続していくために、「10%負担」とさせていただくことにしました。</p>
4	<p>「利用上限額」の設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上限設定は反対 ○ 負担金額はもっと上げて もよいが、上限設定は反対 ○ 利用上限 10 万円では足りない ○ 10 万円を超えた部分にも 一定の割引をするべき ○ 市街地からの遠隔地利用 者は上限を高くすべき ○ 利用上限は必要 ○ 利用上限 10 万円は妥当 ○ 利用上限 10 万円は緩すぎ る。もっと下げるべき <p style="text-align: right;">など</p>	<p>今回の見直しは、仙台市の厳しい財政状況下にあつて、将来にわたって、安定的に敬老乗車証制度を存続させていくために行うものです。</p> <p>高齢化の進展に伴い、今後事業費が増大していくことが見込まれる中、利用者の負担割合を大きく増やすことなく、制度を安定的に運営していくためには、利用金額に応じた負担をいただくことに加え、利用上限額を設けることが必要と判断しました。</p> <p>見直し素案では、上限額を「10 万円」としておりましたが、これは、概ね現在と同程度の予算規模で、制度を安定的に運営していけるようにするとともに、第1種乗車証の年間平均利用金額が、約5万円であることなどから設定したものです。</p> <p>しかしながら、今回のパブリックコメントを含む、市民の皆様からのご意見や、市議会でのご議論を踏まえ、遠距離の区間を利用される方々への一定の配慮が必要と考え、最終的に、上限額を「12 万円」としました。</p>

5	<p>「第2種乗車証の廃止」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2種廃止は反対である ○ 2種は存続し、1万円を超えた利用に応益負担を適用 ○ 2種廃止はやむをえない ○ 2種は廃止が妥当である など 	<p>今回の見直しでは、受益と負担の適正化を図ることを、基本的な考えとしています。</p> <p>そのためには、これまでのような「定額負担で無制限」や、「負担なしで1万円まで利用できる」という方式ではなく、「利用した分に応じて、一定割合の負担をいただく」という方式が望ましいと判断しました。</p>
6	<p>不正利用対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 複数枚交付は不正利用を助長するのではないか ○ 男女別の色分けカードは、すぐにでも対応すべき ○ 本人の顔写真入りの証明書やカードを発行すればよい など 	<p>不正利用防止の仕組みとしましては、まず交付申請時においては、利用者本人による申請が原則ですが、例外的に代理人による申請を認める場合でも、必ず本人の委任状を添付していただくこととします。</p> <p>また、乗車証を交付する際には、今年度より、男性には「緑色」の乗車証を、女性には「紫色」の乗車証を交付することとしました。また、来年度からの新たな制度では、交付の際には、乗車証の製造番号を交付台帳に控え、仮に、明らかに利用者以外の方が使用しているなどの事実が明らかになった場合に、その乗車証を返還させ、利用者本人を特定できるようにします。</p> <p>そのうえで、悪質であると判断される場合には、一定期間、乗車証の交付停止措置を講じることとします。</p> <p>なお、不正利用の防止については、まずは、利用者の方々に、見直し後の制度の内容や、交付手続を正確に理解していただくことが大切ですので、わかりやすいパンフレットなどを作成し、説明会をきめ細かく行うなどして、市民の皆様に、正しく制度を理解していただけるよう、努めていきます。</p>

7	<p>低所得者対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 低所得者対策は、是非取り入れてもらいたい ○ 低所得者対策は不要。平等に扱うべき <p style="text-align: right;">など</p>	<p>社会福祉審議会老人福祉専門分科会や市議会におけるご意見の多くは、低所得者に対する配慮を引き続き行っていくべきというものでしたので、新たな制度におきましても、通常 10%のご負担を、その半分の 5%に軽減することとしました。</p>
8	<p>制度の廃止について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 敬老乗車証制度は「ばらまき」制度。廃止して、ほかに財源を回すべき 	<p>敬老乗車証制度は、高齢者の社会参加を支援し、介護予防の効果も期待されるものであり、本市の高齢者福祉施策の柱の一つと考えております。</p> <p>今回の制度見直しは、この制度を将来に向けて安定的に運営していくことを意図して進めてきたものです。</p>
9	<p>交通事業者への定額支出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事業者への負担を一定額以上払わない仕組みにすれば、利用者負担を増やす必要はないのではないか。 ○ 敬老乗車証を多く利用したからといって、バスや地下鉄を増便するわけではない。 	<p>交通事業者への負担を一定額に固定するという考え方につきましては、本来交通事業は、利用者が支払う運賃をもとに経営することが基本であり、敬老乗車証制度における、交通事業者への負担金も、同様に、利用実績に基づいて支出することが必要であると考えています。</p>
10	<p>その他の意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ バス路線等交通体系について ○ その他市政に対する意見 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>敬老乗車証制度の見直しに直接関係するものではないご意見につきましては、関係部局に伝えることとさせていただきます。</p>